

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月8日
令和3年5月19日改訂
戸田市立喜沢中学校

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
第 1 いじめの未然防止のための取組	・・・・・・・・	2
第 2 いじめの早期発見への取組	・・・・・・・・	4
第 3 いじめの早期解決への取組	・・・・・・・・	5
第 4 いじめ問題にむけての校内フロー図	7
第 5 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について	・・・・・・・・	9
第 6 インターネットを通じて行われるいじめの対策	・・・・・・・・	11
第 7 いじめ防止に係る年間行事予定	・・・・・・・・	12

はじめに

戸田市立喜沢中学校基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「いじめはどの生徒にも起こりうる」との認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立喜沢中学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・教育相談部主任・
養護教諭・さわやか相談員・学校運営協議会委員長・PTA会長・
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

この委員会は必要に応じて開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件等必要に応じて学校長が招集することができる。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日)

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、生徒の自助公助の取組を積極的に支援するとともに学校運営協議会等学校に関わる機関にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

◎規律の徹底 ◎学力向上（学力保障） ◎自己有用感の醸成

(1) 心のキャリア教育の推進

本校では、好奇心や自制心、やり抜く力などの「非認知的（社会情緒的）能力」を身に付け、夢や希望を持ち、他者への思いやりを育み、持続可能な社会の実現に向け、キャリア段階における心の育成を「喜沢中学校非認知能力育成プログラム」を通して実践している。

①自己認識・意欲を高める

- ・自己を知るすべての活動（自己肯定感・自己有用感の育成）。
- ・道徳的価値（自我関与、多面的・多角的な見方）の育成。
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施。
- ・集中清掃の実施。

②回復力と対応力を高める

- ・教育相談（生活アンケート・面談）の活用。
- ・いじめ防止プログラムの活用。
- ・持続可能社会を見据えた選択決定。
- ・学活、学年・学級の時間の活用。

③創造性を高める

- ・総合的な学習の時間の活用
- ・プレゼンテーション能力の育成。
- ・生徒会活動。
- ・生徒自ら活躍できる場づくり。
- ・ICTの活用（一人一台端末、企業連携）

(2) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

① 生徒理解を深める。

- ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

② 学習意欲を高める。

- ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切に作る。
- ・学習の遅れの補助を補習等で行う。

③ 個を生かす活動を工夫する。

- ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。

④ 個々の考えを深め、練り上げる。

- ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。

⑤ 指導と評価を工夫する。

- ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(3) 大切な一員であることを実感できる学年・学級づくり

生徒が安心して学校生活を送れる学年・学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする生徒の特性に応じた指導を行う。

①生徒一人一人の心を理解する。

②いつでも先生が見守っているということを知らせる。

③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。

④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。

⑤学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(4) 保護者のネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(5) 学校運営協議会

日々の教育活動に、学校運営協議会による地域の教育力を積極的に導入し、地域住民から見守られている意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

第2 いじめの早期発見への取組

本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導部会・教育相談部会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 企画委員会（校長・教頭・教務主任・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導部会（校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭 すこやかサポーター）

生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

(3) 教育相談部会（校長・教頭・各学年教育相談担当・養護教諭・さわやか相談員 すこやかサポーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）

教育相談部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。「学校生活アンケート」を実施し、悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、生徒理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。

そのために、授業研究会や授業参観に専念し、日々の授業力向上に努める。

※「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

※早期発見の基本

- ①生徒のささいな変化に気づく。
- ②気づいた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）
- ③情報へは速やかに対応する。（臨時部会の招集等。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ④多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑤学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人の自尊心を傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、生徒との信頼関係をつくる。

(3) 見て見ぬふりをする生徒への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをすることは、加害者と同様である。自分以外は無関心という心情

から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(4) 集団への指導

いじめをしない、させない、許さない風土を集団全体につくり、集団内の問題等を全員で解決していく集団づくりに努める。

- ①集団内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話し合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥行事等での集団の連帯感を育てるとともに、日々の教育活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

いじめ解消の定義

(国のいじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日改訂版より)

- ①いじめ行為が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと。

第4 いじめ問題にむけての校内フロー図

㊟ 最悪の事態を想定し ㊤ 慎重に ㊦ 素早く ㊜ 誠意をもって ㊞ 組織で対応

対応の流れ	レベル	教職員の動き	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ(認知)</p> <p>2 報告 ・憶測を入れずに事実を報告(些細なことでも)</p>	レベル1	<p>教職員 保護者 生徒等</p> <p>担任 ← 情報</p> <p>担任 ← 報告</p> <p>学年主任 生徒指導主任 管理職</p> <p>担任 ← 指示</p> <p>些細なトラブルは即指導 ※保護者との連携 ※経過観察</p> <p>報告 ↑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校生活アンケートを実施するなど早期発見につなげる。 ○ 小さな危機を見逃していないか。いじめの見て見ぬふり対応をしていないか。(ただ様子を見る=いじめを育てる) ● 訴え、申し出があった場合には、その日に行動する。(指導の結果は、必ず管理職に報告)
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集 ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 ・他生徒、教職員からの情報収集</p>	レベル2	<p>いじめと認知、判断</p> <p>↓</p> <p>管理職の指示に基づく 関係教職員による組織的対応</p> <p>いじめられた子 ← 情報収集 → いじめた子</p> <p>関係生徒 ← 情報収集 → 関係教職員</p> <p>情報の共有・突き合わせ 全体像の把握(5W1Hの記録)</p> <p>報告 ↓</p> <p>管理職</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職のリーダーシップを発揮する。 担任が一人で抱え込まないよう的確な具体的指示を出す。 ● 双方から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふう感じたか、丁寧にじっくりと話を聴く。 ○ 面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート ● 記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有する(憶測、推測を入れない)。
<p>※緊急の対応が必要な場合、学年・学級の全生徒との面談を実施する。 ※いじめられた子の心のケアに努める。</p>		<p>指示 ↓</p> <p>関係教職員</p> <p>保護者対応 ↓</p>	

保護者へ早急に連絡し、本日から、学校が一丸となって誠意をもって対応すること、面談、連絡等を密にすることを伝える。

4 問題状況の把握理解

・緊急度に応じて3～5を同時に実施

生徒指導支援センター

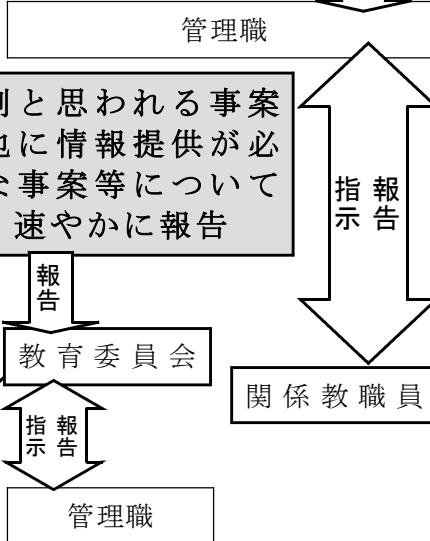
(状況に応じて教育委員会、戸田市教育センター委員の訪問による支援・指導)

5 いじめ問題等対策委員会の臨時招集

教育委員会

生徒指導支援センター

深刻と思われる事案や他に情報提供が必要な事案等については、速やかに報告



より組織的な対応が必要な場合

<いじめ問題等対策委員会の臨時招集>

管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・学年主任
教育相談部代表・養護教諭・該当学年 等

・整理した情報による見立てに基づき、指導・支援方針を共有する。

（短期・中期・長期目標、誰が誰に何をいつまでに）

・指導・支援体制づくり・保護者への説明
・外部関係機関との連携

レベル3

- 警察との連携
- 緊急保護者会の実施
- マスコミ対応

- 双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって毅然とした対応をする。

- 被害者の安全を第一に考える。
- 加害生徒は人の気持ちに寄り添い行動する。
- ・事実を認める。
- ・自分の感情、他人の感情に気づく。
- ・行動の一步を踏み出す。

●保護者への説明

- 誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。

第5 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

重大事態（いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する）

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより、生徒が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合
 - ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
 - ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該生徒から申し立てがあった場合

重大事態への具体的な対応を以下に示す。

(1) 当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ問題等対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害生徒への支援、加害生徒への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する生徒間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

①いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から可能な限り聞き取った上で、在籍生徒や教職員に対する調査（質問紙調査や聞き取り調査）を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害生徒の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめを受けた生徒へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

②いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍生徒や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

- (ア) 背景調査にあたっては、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。
- (イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ) 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ) 詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。
- (オ) 調査を行う組織は、本校の「いじめ問題等対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。
- (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみならず、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
- (ク) 本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

(3) いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかし・からかい（名誉毀損罪） ・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）
- ・暴力（傷害罪）・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪）・いやな事をやらせる（強要罪）

第6 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートホン等の所有率も年々上昇している。本校においても、スマートフォン等を所有している生徒は大変多く、ネットによるトラブルもおこっている現状である。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) SNS等の利用の注意喚起

①他人の悪口などを書き込ませない指導

内容によっては、名誉棄損罪、侮辱罪、脅迫罪となる可能性があるということも合わせて指導をする。

②個人情報を書き込ませない指導

顔がはっきり写った画像などは、個人情報となることがある。また、写真や動画の背景などから個人(住所や名前など)を特定されてしまうおそれもあることを理解させる。

たとえ仲の良い友達であっても、無断で友達の情報をインターネット上に掲載しないよう指導をする。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①生徒に対して

(ア)技術・家庭科の授業での「情報」の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

(イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該生徒等に適切に指導する。

(ウ)ネット問題について、防犯教室(警察関係)や、ネット講演会(関連会社)を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。

(オ)学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。

(ウ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第7 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容及び対象学年等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年) ・いじめ防止、早期発見、早期解決に係る教職員研修会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活アンケート」の実施 ・学警連定期総会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区生徒指導担当連絡協議会 ・学校生活アンケートをもとにした個人面談
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の1学期評価・改善検討 ・ネットトラブル講演会 川口・蕨・戸田三市隣接中学校生徒指導連絡協議会 ・三者面談
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に関わる研究授業の実施 ・中学校区生徒指導担当連絡協議会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅強調月間の取組(生徒会によるいじめ撲滅運動の推進) ・戸田・蕨生徒指導連絡協議会 ・三者面談、二者面談 ・非行防止教室
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の2学期評価・改善検討
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価・公表 ・いじめ非行防止サポート会議 ・中学校区生徒指導担当連絡協議会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討